重要事項説明書

記入年月日	2025年7月1日					
記入者名	三輪 雅子					
所属・職名	施設長 (管理者)					

1 事業主体概要

67 Fbr	(ふりがな) かぶしきかいしゃ めでぃかる・さぷらい						
名称	株式会社 メディカル・サプライ						
主たる事務所の所在地	〒 534-0016						
土につ事務別の別任地	大阪市都島区	友渕町2丁	目8番8号				
	電話番号/FAX番号			06-6923-5515 / 06-6923-5525			
連絡先	メールアドレ	ス					
	ホームページアドレス			http://			
代表者(職名/氏名)	代表取締役			/ 梁本 哲司			
設立年月日	平成 6年 3月 29日						
主な実施事業							

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

tt #tr	(ふりがな)	かいごつきゆうりょうろ	うじん	ほーむ	くるーぶとよな	か・はっとり		
名称	介護付有料者	護付有料老人ホーム クルーヴ豊中・服部						
届出・登録の区分	有料老人ホー	- ム設置時の老人福祉法第	529条	:第1項に	二規定する届出			
有料老人ホームの類型	介護付(一船	设型特定施設入居者生活介	`護を提	供する場	景合)			
所在地	∓ 561−0	851						
別在地	豊中市服部テ	已町2丁目7-15						
主な利用交通手段	阪急宝塚線	「服部天神」駅より徒歩	₹5分	(距離約400m)				
	電話番号	電話番号			06-6868-5515			
連絡先	FAX番号			06-6868-5525				
	ホームページ	ホームページアドレス			"http:// www.cleuve.jp			
管理者 (職名/氏名)	施設長(管理者)			/	三輪 雅子			
開設日/届出受理日・登録 日 (登録番号)	平成 17年 1月 1日			/		第2774002626号		

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2774002626号 原			所管している自治体名	豊中市
特定施設入居者生活介護指 定日	平成	17年 1月	1日		
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2774002626号		所管している自治体名	豊中市	
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日	平成	18年 4月	1日		

3 建物概要

				ı					
	権利形態		抵当権	なし	契約の自動	更新	あり		
土地	賃貸借契約の期間	令和	6年 11.	-		~			
	面積		998. 0	m²			ı		
	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動	更新	あり		
	賃貸借契約の期間	平成	15年 10)月		~			
	延床面積	1.760.0 ㎡(うち有料老人ホーム部分						1.760.0	m²)
建物	竣工日	平成 16年11月28日				用途区分)	有料老人	、ホーム
AL 1/3	耐火構造	耐火建築物			その他の)場合:			
	構造	鉄骨造			その他の	湯合:			
	階数	3	階	(地上	2	階、地階		階)	
	サ高住に登録して	いる場合	、登録基	は準への 通	鱼合性				
	総戸数	50	戸	届出又は	登録(指定)をした	室数	50室	(50室)
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考(部屋タイプ、相 部屋の定員数等)
	一般居室個室	0	0	×	×	×	18.04	48	1人部屋
	一般居室個室	0	0	×	×	×	18. 49	2	1人部屋
居室の 状況									
1/\ {\bullet}									
		3 3 5		うち男女	別の対応が	可能なト	イレ	0	か所
	共用トイレ	3 か所		うち車椅	子等の対応	が可能な	トイレ	3	か所
	共用浴室	個室	3	か所			か所		
	共用浴室における介 護浴槽	チェ アー浴	3	か所	機械浴	1	か所	その他:	
	食堂	3	か所	面積	68. 5	m²	入居者や家族	実が利用	b. 2
共用施設	機能訓練室	0	か所	面積	0.0	m²	できる調理		なし
	エレベーター	あり(ストレッチャー対応)		1		か所			
	廊下	中廊下	2	m	片廊下	1. 4	m		
	汚物処理室		3	か所					
	Fig. 6. No. 40 M. CO.	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室	あり
	緊急通報装置	通報先	事務所・スタ	フッフ (PHS)	通報先から	居室までの	到着予定時間		1~3分
	その他		相談室						
	消火器	あり	自動火災報	知設備	あり	火災通報設備		あり	
消防用 設備等	スプリンクラー	あり	なしの場合(改善予定	時期)					
	防火管理者	あり	消防計画		あり 避難訓練の		カチ間回数	2	□
	= .					l			

4 サービスの内容

(全体の方針)

1—11 ··· (VE)		
運営に関する方針		*ご入居者のニーズに対して介護ケアと生活サービスを総合的に提供し、明るく家庭的な雰囲気の下にご入居者が生きがいを持てるように努め、礼節を重んじ愛情と誠意を持ってやさしく温かい関わりをもちます。 *地域に開かれた施設として地域の介護サービス事業所、医療機関との連携やポランティアの受け入れ等、地域社会に密着した住民に親しまれる施設運営を実施します。
サービスの提供内容に関する特色		*清潔で明るい開放感のあるリビングダイニングでゆったり楽しい 食事のひとときを過ごしていただけます。 ルーヴ豊中・服部では、各入居者のお誕生日会や新年祝賀会・夏祭 り・クリスマス会等の季節行事はもちろん、花見や遠足等の外出行 事も企画し楽しんで頂いています。 を生かせるようさまざまなクラブ活動を行っています。
各サービスの提供形態		
サービス種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	自ら実施	
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施・委託	蔵セントラルキッチン株式会社
健康管理の支援 (供与)	自ら実施・委託	医療法人一翠会 みどりクリニック
上記サービスの提供内容	1	「別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表」のとおり
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容	•	
サ高住の場合、常駐する者		
健康診断の定期検診	委託	医療法人一翠会 みどりクリニック
提供方法		年2回健康診断の機会付与 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待防止等の為次の措置を講じま
虐待防止に関する方針		す。 1) 虐待を防止する為の従業員に対する研修の実施。 2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。 3) その他虐待防止のために必要な措置。 また、サービス提供中に当該事業所従業員もしくは擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
身体的拘束に関する方針		1. 身体拘束等の禁止業所及びサービス従業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動(以下「身体拘束等」)を制限しません。 2. 緊急やむを得ない場合の検討 会へを得ない場合の検討 会へ管理者・計画作成担当者・介護職員で検討会議を行います。 ①該当利用者または他の利用者の生命又は身体が危険にさら2身体的拘束が一時的である場合。 初東が一時的である場合。 説明ない場合は、あらかじめ利用者の家族に身体的拘束の育を文章で得りない場合は、あらかじめ利用者の家族に身体的拘束の育を文章で得ない場合は、あらかじめ利用者の家族に身体的拘束の育を文章で得ない場合は、あらかじめ利用者の家族に身体的拘束の育を文場のより、その条件と期間において行うものとします。 4. 身体的拘束を行う場合には、上記の検討会議録、利用者の家族・再検討のお果等を記録します。 4. 身体的拘束を行う場合には、上記の検討会議録、利用者の家族・再検討を行いた場合には、りつい状態等を観察を利用をいうの状態等を行った場合には、「力護職員で検討会なった場合とでは、「力護職員当しなくなった場合とでは、「力護職員当しなくなった場合とでは、「力達職員当しなくなった場合とでは、「大きに関する再検討を行い、管理者・計画作成担当者・要件に該当したの対応も考えます。

(介護サービスの内容)

171 800	サービスの内容)					
	重設サービス計画及び介護予防特 设サービス計画等の作成	活介のサースをサースを対して、関いて、 たる画しの表に、 は、 で、	前に、なりは、人民者のなければ、人民一になりなりなり、多いのでは、人民一にない。 いい かい 多い かい 多い かい	の意向や心身の状 はの内でで、 の内でで、 の内でで、 の内でで、 のでで、 のでは、 の	:り込んだ計画の実施* 計画に記載している 実施状況の把握(「モ	等を存った。 を行い、施力 を行い、を存った。 をでする。 をなった。 をもの状況 ④ が、地理を サータリング」
_	食事の提供及び介助	食事の提供及び介 嚥下困難者の為の				また
日常生	入浴の提供及び介助	自ら入浴が困難な 清拭(身体を拭く			、入浴(全身浴・部分	分浴)の介助や
活	排泄介助	介助が必要な利用	者に対し、トィ	, レ誘導・排泄の	介助・おむつ交換を行	テいます。
上の	更衣介助	介助が必要な利用	者に対し、上着	音・下着の更衣の	介助を行います。	
世	移動・移乗介助	あり	介助が必要な利	利用者に対し、利	多動・移乗の介助を行	います。
話	服薬介助	あり	介助が必要な利 服薬確認を行い		己剤された薬の確認・)	服薬の手伝い・
機	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応 います。	じて、食事・万	浴・排泄・更衣	等の日常生活動作を通	重じた訓練を行
能訓練	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応 を行います。	じて、集団的に	二行うレクリエー	ション・歌唱・体操等	ទを通じた訓練
/IDAN	器具等を使用した訓練	なし				
その	創作活動など	あり	利用者の選択! ます。	こ基づき趣味・超	極向に応じた創作活動	等の場を提供し
他	健康管理	常に利用者の健康	状況に注意する	るとともに、健康促進の為の適切な措置を講じます。		
*介護保険の要支援・要介護認定を受け、身体機能の低下護が必要な方。 医療機関において治療を要する必要がない方。 居者における共同生活を営むことにおおむね支障がないた人を立てることができる方。 恐れがない方。				により 第 第 第 第 第 第 表 3 3 3 3 3 3 3 3 4 4 5 6 6 6 6 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8		
その作	也運営に関する重要事項	サービス向上のた 事故対応・認知症			身体拘束・虐待・感染している。	除症・食中毒・
短期和	川用特定施設入居者生活介護の提供	あり				
		個別機能訓練加算		なし		
		ADL維持等加算		なし		
		夜間看護体制加算		あり		
		協力医療機関連携加算(※)		あり		
		看取り介護加算		あり		
		入居継続支援加算		なし		
	国設入居者生活介護の加算の対象 (1)	生活機能向上連携	加算	なし		
2156	5サービスの体制の有無	若年性認知症入居者	受入加算	なし		
※ 1 「協力	」医療機関連携加算(I)は、	科学的介護推進体制	加算	あり		
「相診	炎・診療を行う体制を常時確保	口腔・栄養スクリ	ーニング加算	なし		
確保し	系急時に入院を受け入れる体制を している場合」に該当する場合を	退院・退所時連携	加算	あり		
	「協力医療機関連携加(Ⅱ)」 協力医療機関連携加算(Ⅰ)」以	退居時情報提供加	算	なし		
		高齢者施設等感染	対策向上加算	なし		
		生産性向上推進体	制加算	なし		
		新興感染症等施設	療養費	なし		
		認知症専門ケア加算		あり		
		サービス提供体 制強化加算 介護職員等処遇	(Ⅲ)	あり		
		改善加算	(II)			
人員面	己置が手厚い介護サービスの実施	なし		職員の配置率)	DL L	
			2. 4	: 1	以上	

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
併設内容	

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
連携内容	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

(色家建房の内分/次治療員は日ご具担						
医療支援	救急車の手配、入	退院の付き添い、通院介助				
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	その他の場合: 協力医療機関以外の通院介助					
	名称 医療法人 一翠会 みどりクリニック					
	住所	大阪府豊中市新千里東町1-5-3 千里朝日阪急ビル3階				
	診療科目	内科				
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	あり			
協力医療機関	励力四谷	診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	あり			
	名称	医療法人 気象会 東朋病院				
	住所	大阪府大阪市都島区都島南通2-8-9				
	診療科目	内科・外科・胃腸科・整形外科・脳神経外科・リハビリテーション				
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保				
	励力円谷	診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保				
ر د ماهار بال کار ماهار						
新興感染症発生時に 連携する医療機関	名称	医療法人 一翠会 みどりクリニック				
	住所	大阪府豊中市新千里東町1-5-3 千里朝日阪急ビバ	レ3階			
	名称	はしもと歯科医院				
協力歯科医療機関	住所	大阪府豊中市服部元町2-2-16 三甲大阪ビル1階				
助力图件区据域图	協力内容	訪問診療、急変時の対応				
	MW > 2 L 1 v II.	その他の場合:	·			

(入居後に居室を住み替える場合) 【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合						
八店後に店主を住み替える場合	その他の場合:					
判断基準の内容						
手続の内容						
追加的費用の有無			追加費用			
居室利用権の取扱い						
前払金償却の調整の有無			調整後の内容			
	面積の増減		変更の内容			
	便所の変更		変更の内容			
従前の居室との仕様の変更	浴室の変更		変更の内容			
胚刊の店主との11.様の多丈	洗面所の変更		変更の内容			
	台所の変更		変更の内容			
	その他の変更		変更の内容			

(入居に関する要件)

入居対象となる者	要支援、要介護				
留意事項	*介護保険の要支援・要介護認定を受け、身体機能の低下又は認知症等により常時介 護が必要な方。 医療機関において治療を要する必要がない方。 居者における共同生活を営むことにおおむね支障がない方。 大を立てることができる方。 *18他害の *2000年の一般では、19位の				
契約の解除の内容	①利用者が死亡した場合。 要介護等の認定更新において、利用者が自立と認定された場合。 第一人の入居契約が終了した場合。 ホームの入居契約が終了した場合。 金・ボームが介護保険法令等に基づく特定施設入居者生活介護の事業所指定を取り消した。 北た場合又は指定を辞退した場合。 第利用者が死亡の利用を選択した場合。 金本契約代18条又は第19条に基づき本契約が解約又は解除された場合。				
事業主体から解約を求める場合	解約条項		①入居契約書に虚偽の事項を掲載する等の不正手段により入居した時。②月額利用料その他の費用の支払いを正当な理由無く2ヶ月以上滯納する時。 ③建物や付属設備、敷地を故意又は重大な過失により汚損、破損、滅失した時。 ⑥となりに立れていまでは、1000円であれがあり、且つ通常の対応方法ではこれを防止できない時。 ⑥2ヶ月以上にわたって居室を空け、この契約を継続する意思がないと施設側が判断した時。 ⑥その他、入居契約に定めた条項に義務違反した時。 *その他(協議による契約解除)以下の項目に適合する場除する事があります。 ①病状等により、当事業所の従業員による対応が困難であると判断した場合。 ②基本的に連続して2ヶ月以上の入院が必要とみなされる場合。		
	解約予告期間		1ヶ月		
入居者からの解約予告期間	1 か月				
体験入居	あり	内容	空室がある場合 1日食事付き5.000円(税込)		
入居定員	50	人			
その他					

5 職員体制

(職種別の職員数)

		職員数(実人数)			
		合計			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
			常勤	非常勤		
管理	者	1	1	0	1	
生活	相談員	1	1	0	1	
直接	処遇職員	23	18	5	20.6	
	介護職員	20	16	4	18. 1	
	看護職員	3	2	1	2.5	
機能	訓練指導員	1	1	0	0.5	
計画	作成担当者	1	1	0	1	
栄養	士					
調理	員					
事務員						
その他職員						
1週	間のうち、常勤	の従業者	が勤務すべ	べき時間数		時間

(資格を有している介護職員の人数)

	습計			備考
		常勤	非常勤	10曲~与
介護福祉士	9	6	3	
介護福祉士実務者研修修了者	4	4	0	
介護職員初任者研修修了者	1	0	1	

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	습計			
		常勤	非常勤	
看護師又は准看護師	1	1	0	
理学療法士				
作業療法士				
言語聴覚士				
柔道整復士				
あん摩マッサージ指圧師				
はり師				
きゅう師				

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間 (時~ 時)				
	平均人数		最少時人数(宿直者・休憩者	等を除く)
看護職員	0	人	0	人
介護職員	3	人	3	人
生活相談員	0	人	0	人
		人		人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

	特定施設入居者生活介護の利		職員配置比率	3:1以上		
	用者に対する看護・介護職員の割合	実際の配置比率			2.4:1	
	(一般型特定施設以外の場 合、本欄は省略)	(記入日時点での利用者数:常勤換算職員数)			2.4:1	
I			ホームの職員数	人		
	外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略)		訪問介護事業所の名称			
			訪問看護事業所の名称			
			通所介護事業所の名称			

(職員の状況)

17000	/mse. Non.										
		他の職務との兼務									
		業務に係る 資格等		あり	資格等の名称		介護福祉士・社会福祉主事任用資格				
		看護	職員	介護鵈	战員	生活村	目談員	機能訓絲	東指導員	計画作	成担当者
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年者数	度1年間の採用										
前年者数	度1年間の退職										
た業 職務	1年未満										
員の人数に従事し	1年以上 3年未満										
た経験	3年以上 5年未満										
年数に応	5年以上 10年未満										
じ	10年以上										
備考											
従業	者の健康診断の	実施状況									
		実施状況									

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態		利用権方式				
		月払い方式				
利用料金の支払い方式		選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択				
年齢に応じた金額設定		なし				
要介護状態に応じた金額設	定	なし				
入院等による不在時におけ	る利用料金	あり				
(月払い) の取扱い		内容: 食費のみ日割り計算				
利用料金の改定条件		施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費を勘案				
小川川石並ぐ八大だ	手続き	運営懇談会にて意見を聞き決定				

(代表的な利用料金のプラン)

		プラン1	プラン2					
1 尼老 の仏辺	要介護度	要支援/要介護						
入居者の状況	年齢	65歳以上						
	部屋タイプ	一般居室個室						
	床面積	18. 04						
	トイレ	あり						
居室の状況	洗面	あり						
	浴室	なし						
	台所	なし						
	収納							
1 日吐上本の悪な典田	その他	初月月額利用料						
入居時点で必要な費用								
月額費用の内訳	•							
家賃		64,000円						
食費		37,800円						
管理費		40,200円(非課税)						
電気代		実費						
状況把握・生活相談サービス費								
特定施設入居者生活介護の費用(※)		別添3・4のとおり	別添3・4のとおり					
介護保険外サービスの費用		別添2のとおり	別添2のとおり					
備考 ※介護保険費用1割、2割	又は3割の利用者負担(利用	備考 ※介護保険費用1割、2割又は3割の利用者負担(利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。)						

(利用料金の算定根拠等)

家賃	建物の賃借料・設備備品費・借入れ利息等を基礎として1室あたりの 家賃を想定。			
敷金	家賃の	か月分		
双 金	解約時の対応			
前払金				
食費	食材費として1日1,26	60円(朝・昼・夕食・おやつ)を設定。		
	共用施設の維持・管理	理・営繕費として設定。		
状況把握及び生活相談サービス費				
	居室ごとのメーターにより算出した金額。			
上乗せ介護費 (介護保険外)				
介護保険外で個別の希望等に基づき提供されるサービス (介護保険外)	「別添2 有料老人ホサービスの一覧表」(、一ム・サービス付き高齢者向け住宅が提供する のとおり		

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	基本報酬・加算の利用者負担分。
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス(上乗せサービス)	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

算定根拠		
想定居住期間(償却年月数	(1)	
償却の開始日		
想定居住期間を超えて契約 償却額)		
初期償却額		
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	
入居後3月を超えた契約終了		
前払金の保全先		
刑14並の床土兀		

7 入居者の状況

(入居者の人数)

	65歳未満	0 人
年齢別	65歳以上75歳未満	1 人
十一团印力门	75歳以上85歳未満	4 人
	85歳以上	45 人
	自立	0 人
	要支援1	1 人
	要支援2	0 人
要介護度別	要介護1	8 人
女月 曖 及 別	要介護2	13 人
	要介護3	11 人
	要介護4	9 人
	要介護5	8 人
	6か月未満	9 人
	6か月以上1年未満	3 人
入居期間別	1年以上5年未満	24 人
	5年以上10年未満	11 人
	10年以上	2 人
喀痰吸引の必要	要な人/経管栄養の必要な人	0 人 / 1 人
入居者数		50 人

(入居者の属性)

性別	男性	6 人			女性	44 人		
男女比率	男性	10 %			女性	90 %		
入居率	100	%	平均年齢	91	歳	平均介護度	要介護3	

(前年度における退去者の状況)

	自宅等	人
退去先別の人数	社会福祉施設	人
	医療機関	9 人
	死亡者	2 人
	その他	人
		人
	施設側の申し出	(解約事由の例)
生前解約の状況		
工. 月月月4年かり 0.2.4人 (AL		人
	入居者側の申し出	(解約事由の例)

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		クルーヴ豊中・服部					
電話番号 / FAX		06-66868-5515 / 06-6868-5525					
	平日	午前9時00分~午後6時00分					
対応している時間	土曜	午前9時00分~午後6時00分					
	日曜・祝日	午前9時00分~午後6時00分					
定休日	. !	なし					
窓口の名称 (有料所管庁)		豊中市福祉部長寿社会政策課					
電話番号 / FAX		06-6858-2838 / 06-6858-3146					
対応している時間	平日	午前8時45分~午後5時15分					
定休日	U	土・日・祝・12/29~1/3					
窓口の名称(サ高住所管庁)							
電話番号 / FAX		/					
対応している時間	平日						
定休日	'						
窓口の名称 (豊中市健康福祉サービス苦情調整	整委員会)	話して安心、困りごと相談(豊中市健康福祉サービス苦情調整委員 会)					
電話番号 / FAX		06-6858-2815 / 06-6854-4344					
対応している時間	平日	午前9時00分~午後5時15分					
定休日		土・日・祝・12/29~1/3					
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体連	[合会)	大阪府国民健康保険団体連合会					
電話番号 / FAX		06-6949-5418					
対応している時間	平日	午前9時00分~午後5時00分					
定休日		土・日・祝					
窓口の名称(虐待の場合)		豊中市福祉部長寿安心課					
電話番号 / FAX		06-6858-2866 / 06-6858-3611					
対応している時間	平日	午前8時45分~午後5時15分					
定休日		土・日・祝・12/29~1/3					

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	損害保険ジャパン日本興亜株式会社				
	加入内容	対人:1名3億・1事故3億 対物:1事故3億				
	その他					
賠償すべき事故が発生したときの対応						
事故対応及びその予防のための指針	あり					

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

		ありの場合						
利用者アンケート調査、意見 箱等利用者の意見等を把握す	± n		実施日	令和	元年	6月		
和寺利用者の息見寺を把握する取組の状況	<i>w</i>) ')		結果の開示	あり				
			和木切用小	議事録				
		あり	の場合					
			実施日					
第三者による評価の実施状況			評価機関名称					
			結果の開示					
				開示の方法	去			

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開・入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に公開
事業収支計画書	公開していない
財務諸表の要旨	公開していない
財務諸表の原本	公開していない

		ありの場合						
		開催頻度	年 1 回					
運営懇談会	あり	構成員	入居者・家族・代表取締役・部長・施設長					
		なしの場合の代替 措置の内容						
	あり	虐待防止対策検討委	員会の定期的な開催					
高齢者虐待防止のための取組の状	あり	指針の整備						
況	あり	定期的な研修の実施	1					
	あり	担当者の配置						
	あり	身体的拘束等適正但	検討委員会の開催					
	あり	指針の整備						
	あり	定期的な研修の実施	1					
身体的拘束の適正化等の取組の状 況	+ h	緊急やむを得ない場 為(身体的拘束等)	合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限す を行うこと					
	あり		行う場合の態様及び時間、入居者の状況 急やむを得ない場合の理由の記録 あり					
	あり	感染症に関する業務	継続計画					
	あり	災害に関する業務網	続計画					
業務継続計画 (BCP) の策定状	あり	職員に対する周知の	実施					
况等	あり	定期的な研修の実施	Î					
	あり	あり 定期的な訓練の実施						
	あり	定期的な業務継続話	一画の見直し					
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携 ホーム名						
個人情報の保護	サービス に漏らし ・事業者 業者は、	、提供をする上で知りません。 又サービン すは、職員の退職後	・事業者及び職員 得た入居者及び家族等の秘密を正当な理由無く、第 得た入居者及び家族等の秘密を正当な理由無く、第 提供契約完了後においても、上記の秘密を保持する 上記の秘密を保持する雇用契約とする。 書を及び家族の個人情報を利用する場合は、あらかじ を得る。					
緊急時等における対応方法	を行い道・ が気定し 「係のである」 「ないがいる。 「ないのでする。 「ないのでする。 「ないのでする。 「ないのでする。」 「ないのでする。 「ないのでする。」 「ないのできる。」 「ないのできる	通切に対応する(緊急 発熱 (37度以上) た者:家族・後見か よの連絡先は2ヶ所以	な報告は速やかに報告する。 ・ 貯					
大阪府福祉のまちづくり条例に定 める基準の適合性	適合	不適合の場合 の内容						
豊中市有料老人ホーム設置運営指 導指針「7. 規模及び構造設備」 に合致しない事項	あり							
合致しない事項がある場合の内 容	肩廊下1.	4m						
「8. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	代替措置 の内容	宣等						
不適合事項がある場合の入居者 への説明								
上記項目以外で合致しない事項								
合致しない事項の内容								
代替措置等の内容								
不適合事項がある場合の入居者 への説明								

添付書類:別添1 事業主体が豊中市で実施する他の介護保険事業所一覧表

別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

別添3 特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表

別添4 介護報酬額の自己負担基準表

)重要事項の 養者より説明			ービス等及で	びその他のサート	ごスの提供事業	後者を自由に	選択できることに
令和	年 (年)	月	B				
(入居者	舌)							
住 所								
氏 名					様			
(入居者	針代理人)							
住 所								
氏 名					様			

上記の重要事項の内容、並びに、医療サービス等及びその他のサービスの提供事業者を自由に選択できることについて、入居者、入居者代理人に説明しました。 令和 年 (年) 月 日

	行和	牛 (牛)	月	H
(事業者)					
説明者氏名		三輪	雅子		

(別添1) 事業主体が豊中市で実施する他の介護保険事業所一覧表

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	なし		
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	なし		
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
居宅介護支援	なし		
<介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	なし		
介護予防福祉用具貸与	なし		
特定介護予防福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

(別添2)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

	サービスの種類		ケアプランに基づいて介護保険内で提供されるサービス		食外で個別の希望等に基づき提供されるサービス	備	考
	リーころの種類	実施の有無	料金 ※1	実施の有無	料金(税抜)※2	7/18	45
	食事介助	あり	特定施設入居者生活介護費に含む。				
	排せつ介助・おむつ交換	あり	特定施設入居者生活介護費に含む。				
介護	おむつ代	なし		あり	例:リハビリパンツM\Y2, 200・LL\Y2, 130		
サー	入浴(一般浴) 介助・清拭	あり	特定施設入居者生活介護費に含む。				
ピ	特浴介助	あり	特定施設入居者生活介護費に含む。				
ス	身辺介助 (移動・着替え等)	あり	特定施設入居者生活介護費に含む。				
	機能訓練	あり	特定施設入居者生活介護費に含む。				
	通院介助	なし		あり	協力病院以外は実費(1時間:1,200円)		
	居室清掃	あり	特定施設入居者生活介護費に含む。				
	リネン交換	あり	特定施設入居者生活介護費に含む。				
	日常の洗濯	あり	特定施設入居者生活介護費に含む。				
生活	居室配膳・下膳	あり	特定施設入居者生活介護費に含む。				
サ	入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし		あり	実費		
ピ	おやつ	あり	特定施設入居者生活介護費に含む。				
ス	理美容師による理美容サービス	あり	特定施設入居者生活介護費に含む。				
	買い物代行	あり	特定施設入居者生活介護費に含む。				
	役所手続代行	あり	特定施設入居者生活介護費に含む。				
	金銭・貯金管理	なし					
健	定期健康診断	あり	特定施設入居者生活介護費に含む。				
康管	健康相談	あり	特定施設入居者生活介護費に含む。				
理サ	生活指導・栄養指導	あり	特定施設入居者生活介護費に含む。				
ピ	服薬支援	あり	特定施設入居者生活介護費に含む。				
ス	生活リズムの記録 (排便・睡眠等)	あり	特定施設入居者生活介護費に含む。				
入退	移送サービス	なし		あり	1時間:1,200円		
院の	入退院時の同行	なし		あり	1時間:1,200円		
サービ	入院中の洗濯物交換・買い物	なし		あり	1時間:1,200円		
ス	入院中の見舞い訪問	なし					

^{※1}利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割、2割又は3割の利用者負担)。
※2ケアプランに定められた回数を超える分や個人の希望によるサービスは介護保険外サービス。

(別添3)特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表(介護保険自己負担額)【自動計算】

当施設の地域区分単価 4級地 10.54円

利用者負担額は、1割を表示しています。

但し、法令で定める額以上の所得のある方は、2割又は3割負担となります。

基本	1日あたり (円)		30日あた	り (円)	備考		
要介護度	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
要支援 1	183	1, 928	193	57, 864	5, 787	介護予防特定施設入	
要支援2		313	3, 299	330	98, 970	9, 897	所者生活介護の費用
要介護 1		542	5, 712	572	171, 380	17, 138	
要介護 2		609	6, 418	642	192, 565	19, 257	<u>短期利用</u> 特定施設入
要介護3		679	7, 156	716	214, 699	21, 470	居者生活介護【地域 密着型も含む】 <u>も同</u>
要介護 4		744	7, 841	785	235, 252	23, 526	祖有主も日は』 <u>5回</u> <u>額の費用</u>
要介護 5		813	8, 569	857	257, 070	25, 707	
			1日あた	り (円)	30日あた	り (円)	
加算費用	算定の有無等	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	算定回数等
個別機能訓練加算(I)	なし						1日につき
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	なし						1月につき
ADL維持等加算	なし						1月につき
夜間看護体制加算	(I)	18	189	19	5, 691	570	1日につき
協力医療機関連携加算	あり①	100	I	1	1,054	106	1月につき
		72	758	76	1	-	1日につき
看取り介護加算	(1)	144	1, 517	152	1	-	1日につき
有収り月受加昇		680	7, 167	717	ı	-	1日につき
		1, 280	13, 491	1, 350	-	-	1日につき
入居継続支援加算	なし						1日につき
生活機能向上連携加算	なし						1月につき
若年性認知症入居者受入加算	なし						1日につき
科学的介護推進体制加算	あり	40			40	4	1月につき
口腔・栄養スクリーニング加算	なし						1回につき
退院・退所時連携加算	あり	30	316	32	9, 486	949	1日につき
退居時情報提供加算	なし						1回につき
認知症専門ケア加算	なし						1日につき
高齢者施設等感染対策向上加算	なし						1月につき
生産性向上推進体制加算なし							1月につき
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)		6	63	7	1,897	190	1日につき
介護職員等処遇改善加算	(I)	((介護予防)) 特定施設 <i>7</i>	人居者生活介	護+加算単位数	数)×12.8%	
介護職員等処遇改善加算	なし			-			

(短期利用特定施設入居者生活介護の概要) ※以下の要件全てに該当すること【要支援は除く】

- ①指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介 護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養 型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。
- ②指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等(定員が1人であるものに限る。)を利用するものであること。 し、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(利用者)の数は、当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下で
- の 3 元 こ。 ③ 利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。 ④ 家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領しないこと。
- ・介護保険法等に基づく勧告、命令、指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の 期間が経過していること。

(加算の概要) ※以下の要件全てに該当すること

・個別機能訓練加算【短期利用(地域密着含む)は除く】

①専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師)を1名以上配置していること。(利用者の数が100を超える場合は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員とし

で常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置していること) ※はり師・きゅう師については理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ師圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有するものに限る。

②利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種のものが共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。

・ADL維持等加算【要支援は除く】

- ①評価対象者の総数が十人以上であること
- ②評価対象者の総数が十八以上でめること。 ②評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月と、当該月の翌月から起算して六月目において、ADLを評価し、その評価に基づく値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。 ③評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して六月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値の平均値が一以上であること。

・夜間看護体制加算(I) 【要支援は除く】

- ①常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
- ②夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1名以上であって、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保しているこ
- ③重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、 同意を得ていること。

・夜間看護体制加算(Ⅱ)【要支援は除く】

- ①夜間看護体制加算 (I) の①及び③に該当すること
- ②看護職員により又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡でき る体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。

・協力医療機関連携加算【短期利用(地域密着含む)は除く】

- ①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保
- ※①、②の要件を満たす場合は100単位/月、それ以外の場合は40単位/月

・看取り介護加算【要支援と短期利用(地域密着含む)は除く】

- ①看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ているこ
- ②医師、看護職員、介護職員、 介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該特定施設における看取りの実績等を踏 まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。 ③看取りに関する職員研修を行っていること。

【対象となる利用者】

- ①医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと判断した者。
- ②医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者(以下「医師等」という)が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受 けた上で、同意をしている者を含む)
- 、アンエン、「間急として、いまとして)。 適看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、随時医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に 関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意をした上で介護を受けている者(その家族等が説明を受けた上 で、同意をしている者を含む)。

・入居継続支援加算(I)(Ⅱ)【要支援は除く】

- ①社会福祉士及び介護福祉法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であるこ
- ②社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者及び次のいずれかに該当する状態の者の占め る割合が入居者の100分の15以上であり、かつ、常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。 ③介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること
- ④人員基準欠如に該当していないこと。
- ※①又は②のいずれかに適合し、かつ、③及び④のいずれにも適合する場合は(I)、入居継続支援加算(I)の①又は②のいずれかに適合し、かつ、③及び④いずれにも適合する場合は(II)

• 生活機能向上連携加算

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合しているものとして豊中市長に届け出た指定特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合。ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

·若年性認知症入居者受入加算

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合しているものとして豊中市長に届け出た指定特定施設において、若年性認知症入 居者(介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入居者をいう。)に対して指 定特定施設入居者生活介護を行った場合。

· 科学的介護推進体制加算

①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労

働省に提出していること。 ②必要に応じて特定施設サービス計画を見直すなど、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たって、①に規定する情報その 他指定特定施設入居者生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

・口腔・栄養スクリーニング加算

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合する指定特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態 について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に 必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合。ただし、当該利用者について、当該事業所以 外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

·退院 · 退所時連携加算

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定特定施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期 別が、影像が、万段と人体健康は入は方段と原がから指生が足虚はころもした場合は、人格した日本の投資しております。 間については、退院・退所時連携が算として、1日につき所定単位するを加算する。30日を超える病院若しくは診療所への入院 又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に該当指定特定施設に再び入居した場合も、同様とする。

• 退居時情報提供加算

医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所 者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。

・認知症専門ケア加算(Ⅰ)【短期利用(地域密着含む)は除く】

①利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症 の者(日常生活自立度ランクⅢ、IV又はMに該当する者。以下「対象者」という)の占める割合が50%以上であること。 ②認知症介護に係る専門的な研修(認知症介護実践リーダー研修)を終了している者を、対象者の数が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は、1に当該対象者の数19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上配置し、チームとして認 知症ケアを実施していること

③従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。

・認知症専門ケア加算(Ⅱ)【短期利用(地域密着含む)は除く】

- ①認知症専門ケア加算 (I) の算定要件をいずれも満たすこと
- ②認知症介護の指導に係る専門的な研修(認知症介護指導者研修)を終了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケア るのがない。 の指導を実施していること。 ③介護職員、看護職員ごとの認知症ケアの指導を関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定して
- いること。

· 高齢者施設等感染対策向上加算 (I)

- ①感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保して いること。
- ②協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協 力医療機関等と連携し適切に対応していること。
- ③診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行 う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)

①診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感 染制御等に係る実地指導を受けていること。

牛産性向上推准体制加算(I)

- ①生産性向上推進体制加算(Π)の要件を満たし、(Π)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。②見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
- ③職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること
- ●1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。

生産性向上推進体制加算(Ⅱ)

- ①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全 対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- ③1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。

・サービス提供体制強化加算 (I)

- ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上であること、または介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上であること。
- ②質の向上に資する取組を実施していること。
- ②人員基準欠如に該当していないこと。

・サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)

- ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。
- ②人員基準欠如に該当していないこと。

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

- ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること、または看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の 占める割合が75%以上であること、または入居者に直接提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以 上であること
- ②人員基準欠如に該当していないこと。

・介護職員処遇改善加算 (I) ~ (V)

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、豊中市長に届け出 ること。

(別添4)介護報酬額の自己負担基準表(地域区分別1単位の単価 4級地 10.54円)

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額の1割、2割又は3割を負担していただきます。)

<特定施設入居者生活介護費·特定施設入居者生活介護費>

○付止施設入店有主治// 該員・付止施設	単位	介護報酬額/月	自己負担分/月 (1割負担の場合)	自己負担分/月 (2割負担の場合)	自己負担分/月 (3割負担の場合)	
要 支 援 1	183 単位/日	57,864円	5,787円	11,573円	17,360円	
要 支 援 2	313 単位/日	98,970円	9,897円	19,794円	29, 691円 51, 414円	
要 介 護 1	542 単位/日	171,380円	17, 138円	34, 276円		
要 介 護 2	609 単位/日	192, 565円	19, 257円	38, 513円	57,770円	
要 介 護 3	679 単位/日	214,699円	21,470円	42,940円	64, 410円	
要 介 護 4	744 単位/日	235, 252円	23, 526円 47, 051円		70,576円	
要 介 護 5	813 単位/日	257,070円	25,707円	51,414円	77, 121円	

<各種加算>								
	単位	介護報酬額/月	自己負担分/月 (1割負担の場合)	自己負担分/月 (2割負担の場合)	自己負担分/月 (3割負担の場合)			
個別機能訓練加算(I)	12 単位/日	3,794円	380円	759円	1,139円			
個別機能訓練加算 (II)	20 単位/月	210円	21円	42円	63円			
ADL維持等加算 (I)	30 単位/月	316円	32円	64円	95円			
ADL維持等加算 (II)	60 単位/月	632円	64円	127円	190円			
夜間看護体制加算 (I)	18 単位/日	5,691円	570円	1,139円	1,708円			
夜間看護体制加算 (Ⅱ)	9 単位/日	2,845円	285円	569円	854円			
協力医療機関連携加算	100 単位/月	1,054円	106円	211円	317円			
入居継続支援加算 (I)	36 単位/日	11, 383円	1,139円	2,277円	3,415円			
入居継続支援加算 (Ⅱ)	22 単位/日	6,956円	696円	1,392円	2,087円			
生活機能向上連携加算 (I) (個別機能訓練加算を算定する場合は 1月につき100単位)	100 単位/月	1,054円	106円	211円	317円			
生活機能向上連携加算 (II) (個別機能訓練加算を算定する場合は 1月につき100単位)	200 単位/月	2,108円	211円	422円	633円			
若年性認知症入居者受入加算	入加算 120 単位/日 37,944円		3,795円	7,589円	11,384円			
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	421円	43円	85円	127円			
口腔・栄養スクリーニング加算	20 単位/回	210円	21円	42円	63円			
退院・退所時連携加算 (入居後30日以内)			949円	1,898円	2,846円			
退居時情報提供加算	250 単位/回	2,635円	264円	527円	791円			
認知症専門ケア加算 (I)	3 単位/日	948円	95円	190円	285円			
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	専門ケア加算 (Ⅱ) 4 単位/日 1,		127円	253円	380円			
高齢者施設等感染対策向上加算(I)	施設等感染対策向上加算 (I) 10 単位/月 1		11円 21円		32円			
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)	5 単位/月	52円	6円 11円		16円			
生産性向上推進体制加算 (I)	100 単位/月	1,054円	106円	211円	317円			
生産性向上推進体制加算 (II)	10 単位/月	105円	11円	21円	32円			
サービス提供体制強化加算 (I)	22 単位/日	6,956円	696円	1,392円	2,087円			
サービス提供体制強化加算 (II)	18 単位/日	5,691円	570円	1,139円	1,708円			
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6 単位/日	1,897円	190円	380円	570円			
看取り介護加算 (I) (死亡日以前31日以上45日以下)	72 単位/日	758円/日	76円/日	152円/日	228円/日			
看取り介護加算 (I) (死亡日以前4日以上30日以下)	144 単位/日	1,517円/日	152円/日	304円/日	456円/日			
看取り介護加算 (I) (死亡前日及び前々日)	680 単位/日	7,167円/日	717円/日	1,434円/日	2,151円/日			
看取り介護加算 (I) (死亡日)	1,280 単位	13,491円	1,350円	2,699円	4,048円			
看取り介護加算 (Ⅱ) (死亡日以前31日以上45日以下)	572 単位/日	6,028円/日	603円/日	1,206円/日	1,809円/日			
看取り介護加算 (Ⅱ) (死亡日以前4日以上30日以下)	644 単位/日	6,787円/日	679円/日	1,358円/日	2,037円/日			
看取り介護加算 (Ⅱ) (死亡前日及び前々日)	1180 単位/日	# # #	1,244円/日	2,488円/日	3,732円/日			
看取り介護加算 (Ⅱ) (死亡日)	1,780 単位	18,761円	1,877円	3,753円	5,629円			
介護職員等処遇改善加算 (I) ~ (V)	-	-	-	-	=			

^{・1}か月は30日で計算しています。

② 要支援・要介護別介護報酬と自己負担

	介護報酬		要支援1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	自己負担	(1割の場合)							
		(2割の場合)							
		(3割の場合)							